

# 札幌市医療安全推進協議会設置運営要領

平成18年7月7日  
保健福祉局保健所長決裁

## (目的)

第1 この要領は、札幌市医療安全推進協議会設置運営要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、札幌市医療安全推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して、必要な事項を定める。

## (委員の要件)

第2 要綱第4条第2項に規定する基幹会議の委員は、次の各号の一つ以上に該当することを要件とする。

- (1) 行政が行う医療安全施策全般に対して、適切な評価や助言ができること
- (2) 医療安全を含む医療の質の向上等を図るため、専門的な立場から評価や助言ができること
- (3) 医療機関等において医療安全対策に率先して取り組み、医療安全に関する現実的で効果的な対応方策の提案ができること
- (4) 医療機関等における医療安全の水準を的確に判断し、そのレベルアップを図るために必要な方策の提案ができること
- (5) 行政が行う医療安全施策の実施にあたって、関係機関や関係団体及び市民に対する効果的な働きかけや啓発ができること
- (6) 医療を提供する者と医療を受ける者の双方の立場や意見を尊重し、行政を含めた三者が連携して進めるべき方策の提案ができること

## (基幹会議の委員)

第3 基幹会議の委員は、第2の規定に基づき、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 札幌市医師会会員
- (2) 札幌歯科医師会会員
- (3) 札幌薬剤師会会員
- (4) 札幌病院薬剤師会会員
- (5) 北海道看護協会会員
- (6) 医療を受ける者（市民団体を含む）の代表者
- (7) 医療機関で医療安全を率先して行っている者
- (8) 医療機関で患者の相談を受けている者
- (9) 医療に関する有識者（弁護士・人権擁護委員・調停委員等）

( 専門会議 )

第 4 要綱第 7 条に規定する専門会議は、専門会を開催する。

2 専門会の結果は、基幹会議に報告するものとする。

( 専門会議の委員 )

第 5 専門会議の委員は、基幹会議の委員のほか、保健福祉局長が委嘱することができる。

2 前項の規定により、委嘱した委員は基幹会議に報告するものとする。

3 専門会議の委員の任期は、基幹会議の委員の残任期とし、再任を妨げない。

( 専門会議の議長 )

第 6 専門会議に、議長を 1 名置く。

2 議長は、専門会議の委員の互選により決定する。

3 議長は、会議の総括をする。

4 議長に事故あるときは、専門会議委員のうちからあらかじめ議長の指名する者が、その職務を代理する。

( アドバイザー )

第 7 要綱第 8 条に規定するアドバイザーが行ったアドバイスの結果は、基幹会議に報告するものとする。

2 アドバイザーは、基幹会議の委員のほか、保健福祉局長が委嘱することができる。

3 前項の規定により、委嘱したアドバイザーは基幹会議に報告するものとする。

4 アドバイザーの任期は、基幹会議の委員の残任期とし、再任を妨げない。

( 会 議 )

第 8 専門会議は、専門会議の議長が招集する。

2 専門会議は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明又は資料の提出を求めることができる。

3 専門会議及びアドバイスは、個別で具体的事例を取り扱うことから原則非公開とする。

附 則

この要領は平成 1 8 年 7 月 7 日から施行する。